

自動車を保有するためには多くの手続（検査登録、保管場所証明申請等）と税・手数料の納付（検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、自動車税、自動車取得税、自動車重量税等）が必要となります。その自動車を保有するために必要な手続と税・手数料の納付をオンライン申請で、一括して行うことを可能にしたのが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス」です。

オンライン申請とは、現在紙によって行われている申請等の手続を、インターネットを使ってパソコン上で実現できるという便利なものです。当サービスをご利用になれば、申請のために窓口へ出向く必要がなくなります

## 1. 新しい自動車登録方式 OSS (ワンストップサービス)の概要

これまでは自動車の購入者が、地方行政窓口（印鑑証明・住民票の発行）→警察署2回（車庫証明）→検査登録事務所（検査・登録・重量税納付）→地方税事務所（自動車取得税・自動車税申告納税）→検査登録事務所（車検証・ナンバープレート交付）とたくさんの手続きが必要で、その複雑さから購入者自身が行うのは困難で、実際は販売店が登録諸費用として高い費用を負担せざるを得ませんでした。また、その為の期間も1～2週間がかかっていました。

それが、パソコンで24時間全国どこからでも一度に手続きができるようになったのです。

従来のワンストップサービスによる代理申請では、住基カードや商業登記電子証明書により電子署名がなされた電子委任状が必要でしたが、今後はこれまでも自動車の登録で利用されている印鑑証明書と委任状の本通を運輸支局に提出することで、電子署名がなされた電子委任状の無い申請データを受け付けるようにします。

ただし、この申請を一般の方が行うと数回運輸支局に来庁する必要があることから、大量の申請が想定される行政書士及び社団法人日本自動車販売協会連合会による代理申請を対象としております。

これにより、新車を購入された方が用意する書類が従来と変わらなくなるとともに、代理申請者は電子申請のメリットを享受できることとなります。

受付時間などは、OSSは原則として24時間365日申請可能です。

ただし、送信された申請についての各担当機関の審査時間は、月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)の各担当機関の窓口時間となります。

窓口時間以降に到達した申請は、翌開庁日以降の審査となります。

## 2. 申請の内容

### 1. 管轄警察署へ申請する手続き

- ・保管場所証明書申請(車庫証明)
- ・保管場所標章交付申請

### 2. 管轄運輸支局などへ登録申請

- ・新車新規検査登録申請

### 3. 都道府県税事務所へ申告する手続き

#### 4. 利用上の条件

・ご利用が可能な地域 10 都府県(東京、神奈川、埼玉、静岡、愛知、大阪、岩手、群馬、茨城、兵庫)において「使用の本拠の位置」及び「保管場所の位置」などの使用する自動車です。

#### 5. ご利用が可能な方

代理人、登録する自動車の所有者及び使用者が利用できる電子証明書(公開鍵証明書)が以下のいずれかの場合

- (1) 商業登記に基づく電子認証制度により発行された電子証明書(公開鍵証明書)
- (2) 公的個人認証サービスより発行された電子証明書(公開鍵証明書)
- (3) 日本商工会議所ビジネス認証サービスより発行されたタイプ 1-G の行政書士用電子証明書等。

### 3. 登録申請方法

#### ① OSS 代行申請(行政書士など代理人による申請)の場合

1. 市町村役場で住基カード(電子証明書付き)若しくは印鑑登録証明書を取得してください。
  2. 電子委任状を当事務所で作成します。
  3. 保管場所証明申請書(車庫証明)添付書類を作成します。
- ※下取車がある場合は、別に印鑑証明書、委任状、譲渡証明書などが必要です。

#### ② OSS 本人申請の場合

1. 市町村役場で住基カード(電子証明書付き)若しくは印鑑登録証明書を取得してください。
2. 保管場所証明申請書(車庫証明)添付書類を作成し、スキャナーで電子データにします。
3. インターネットを使い OSS 申請サイトに接続して、約 80 項目の申請事項を入力し、IC カードリーダーに住基カードをセットして、電子署名後、送信します。
4. 前納/後納をインターネットバンキング/ペイジー対応の ATM から支払います。

#### ③ 書類代行申請(従来どおり書類で登録の代行をお願いする場合)

1. 印鑑登録証明書
2. 委任状
3. 保管場所証明申請書

※下取車がある場合は、別に印鑑登録証明書、委任状、譲渡証明書が必要となります。  
上記の書類をご持参の上、当事務所まで御相談下さい。

以上